

展望と主張:労働者政策

労働者の権益保障に対する国家の広さと深さは、国家がどれほど労働を重視しているかを示すものである。人権の発展からすれば、「労働基本権」には、「生存権」、「労働権」及び団結権・団体交渉権・団体行動権(争議権)などの「労働三権」が含まれる。

まず、生存権は国民に最低の生活を保障する国家の義務であり、労働からすれば、労働権は生存権の基本的前提である。労働することで給料をもらい、各種の社会保険保障があつてこそ、安定した生計を維持することができる。よつて、労働権こそが労働基本権の核心である。労働者の権利を確保することは、国家が国民の「生存権」、「労働権」に完全なる保護を提供することであり、「尊厳ある労働者の生存権」と「ヒューマンベースの労働環境」がすでに労働基本権の核心となっている。

本シンクタンクは、労働政策の核心には以下が含まれるべきと考える。(一)安定した就業:安定・持続・質の良い職業機会の創造を目標とする。政府は、失業率を低下させたいがために、生産性がなく就業意欲のない臨時アルバイトを大量に雇用するのをやめ、企業が安定し、かつ持続的な就業環境を整備するよう奨励すべきである。臨時雇用やパートタイム等非正規な雇用形態がはびこつたり、失業率データが美化されるのを避けなければならない。(二)尊厳ある労働:労働者の家庭や生

活の質を向上させる発展戦略。台湾は、「GDP絶対主義」を捨て、輸出競争が招いた「低賃金、長時間労働」の経済発展戦略から脱却し、企業競争によつて労働力が廉価なものとなるのを防ぐため、政府は最低賃金を適切にアップし、時給の法定最低賃金を引き下げ、週休二日制を着実なものとし、政府の政策的な租税優遇措置を企業が享受できるようにし、外国人労働者を雇用せず、労働者が仕事と生活のバランスをとれるようにすべきである。(三)対等な労資関係:集団交渉にかかる労資関係の発展モデルを構築する。あらゆる被雇用者はみな労働組合への加入によつて保障を享受し、制度的で対等な労資の交渉メカニズムを通して、産業の民主主義精神によつて企業内の政策決定管理の民主化を促進し、企業内産業や労資対立を解消し、労資のコンセンサスを追求し、分配の正義を着実なものとするべきである。

2008年に発生した金融危機が世界的な経済危機を誘発し、台湾の労働者は失業リスクの危機にさらされた。この「世界的な失業危機」の来襲は、主に「世界的な資本主義信仰の危機」がもたらした普遍的な投資・生産不足によるもので、台湾も世界各国と同様に「グローバルで構造的な失業危機」という窮地に陥つた。世界的な失業の流れの中で台湾が直面した失業問題は、「解雇・失業」、「中高年の失業」、「若者の失業」等、過去に台湾社

会で認知されていた古い問題だけでなく、現在の世論でさえ注目していない新しい特徴を持つ幾多の問題であり、「長期的失業」、「非正規雇用」および「ワーキングプア」等の新しい労働問題は、既存の労働政策では対応できないものである。

なかでも、自由貿易協定(FTA)の締結は国内市場に大きな衝撃を与え、その結果、各国の就業状況は不安定なものとなり、賃金も低下し、富は一部の少数の者の手に握られるようになった。よって、台湾は将来直面するこうした問題について、真剣に警戒しなければならない。言い換えれば、政府は労働者の就業環境を再点検し、台湾の経済と産業の発展方向について全面的に見直して修正し、台湾への投資を強化し、台湾人が求めているのは「仕事の増加」であり、「GDP増加」の経済発展ではないことを認識すべきである。よって、台湾の将来の労働政策は、労働者の労働権、生存権、労働三権等の基本権の保障を確保し、一般の労働者の権益を維持するために、「安定した就業、尊厳ある労働、対等な労資関係」を核心的価値とする関連政策を制定することである。BT